

江戸川区重度障害者大学等修学支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）が構築するまでの間において、重度障害者に対し、大学等における修学に必要な身体介護等（以下「大学等修学支援」という。）の提供を受けるための費用（以下「支援費」という。）を支給する事業（以下「事業」という。）を実施することにより、重度障害者の社会参加を促進することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、江戸川区内に居住する者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）について、江戸川区長（以下「区長」という。）から江戸川区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年3月江戸川区規則第51号）第4条の2第1項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けているもの又はそれに準ずるものであって、区長が大学等修学支援の必要を認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、事業の対象としない。

- (1) 大学等への入学後に停学その他の処分を受けている者
- (2) 大学等への入学後に病気、留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無、極めて少ない等、修学の意欲に欠けると認められる者

(大学等の要件)

第3条 対象者が修学する大学等は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 障害のある学生の支援について協議、検討、意思決定等をする機関及び障害のある学生の支援業務を行う相談窓口等が設置されていること。
- (2) 大学等において、常時介護を要する重度障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。ただし、事業を初めて利用する対象者の場合は、大学等が計画を立てる予定があることをもって足りる。

(大学等修学支援の内容)

第4条 大学等修学支援の内容は、対象者が大学等において修学するに当たり

必要な大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等の提供に係るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる支援については、支援費の支給対象としないものとする。

(1) 重度訪問介護の利用の対象となる支援

(2) 大学等に構築された支援体制によって提供される支援

(3) 大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援

(支援費の額)

第5条 支援費は、1 か月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額とする。

(1) 大学等修学支援を利用した時間に応じ、30 分当たり 1,135 円の基準により算定した額

(2) 別表に定める利用者が属する世帯の課税状況等の区分に応じた利用者負担上限月額（当該利用者負担上限月額が前号に掲げる額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該10分の1に相当する額）

2 前項第1号に規定する大学等修学支援を利用した時間を計算するに当たり、15分以上の利用時間は30分に繰り上げし、計上できるものとする。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、江戸川区重度障害者大学等修学支援事業利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、年度ごとに区長に申請するものとする。ただし、第4号に掲げる書類により証明すべき事実を、公簿等により確認することができるときは、添付書類を省略することができる。

(1) 大学等修学支援事業承諾書（第2号様式）

(2) 大学等に在籍する学生であることを証する書類（大学等に入学予定の者にあっては、入学予定であることを証する書類）

(3) 事業の利用を希望する期間における大学等での履修科目、出席する授業の日程等を示す書類

(4) 申請者が属する世帯の課税状況等を証する書類

(利用の決定)

第7条 区長は、前条に規定する申請を受けたときは、事業の利用の適否を決定し、月を単位とする大学等修学支援の利用時間数の上限（以下「上限時間」という。）を定めた上で、江戸川区重度障害者大学等修学支援事業利用承認・不承認決定通知書兼受給者証（第3号様式。以下「受給者証」という。）により当該申請者に通知する。

- 2 前項の規定により事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が事業を利用できる期間は、当該決定を行った日から当該年度の3月31日又は当該大学等の支援体制が構築されると見込まれる日のいずれか早い日までとする。

（利用の変更申請等）

第8条 利用者は、利用の決定に係る事項について変更があったときは、江戸川区重度障害者大学等修学支援事業利用変更申請書（第4号様式）に利用の変更に係る事項を証する書面を添えて、区長に申請するものとする。

- 2 利用者は、住所その他前項に規定する事項以外の申請書に記載した事項について変更があったときは、江戸川区重度障害者大学等修学支援事業利用変更届出書（第5号様式）により届け出るものとする。

- 3 前2項の規定による申請については第6条の規定を、当該申請に係る利用の決定については前条の規定を準用する。この場合において、第6条中「江戸川区重度障害者大学等修学支援事業利用申請書」とあるのは、「江戸川区重度障害者大学等修学支援事業利用変更申請書」と読み替えるものとする。

（利用の取消し）

第9条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の決定を取り消すものとする。

- (1) 事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の決定を受けたとき。

- 2 区長は、前項の規定により利用の決定を取り消したときは、その理由を付して、江戸川区重度障害者大学等修学支援事業利用承認決定取消通知書（第6号様式）により、当該利用者に通知するものとする。

（支援費の支給等）

第10条 第7条の規定により利用の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、大学等修学支援事業の提供を受けるために利用する事業者を受給者証を提示し、当該事業者との間で大学等修学支援の利用についての契約を締結した上で、利用するものとする。

- 2 前項の規定により契約を締結した指定事業者（以下「契約事業者」という。）から大学等修学支援の提供を受けた支給決定者は、大学等修学支援に要した費用（以下「利用額」という。）を契約事業者に支払わなければならない。

- 3 区長は、上限時間の範囲内で支援費を支給する。

- 4 支援費の請求をしようとする利用者は、当該請求をするに当たって、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 利用額の請求書

- (2) 利用額の領収書
 - (3) 江戸川区重度障害者大学等修学支援実績記録票（第 7 号様式。以下「記録票」という。）
- 5 前 3 項の規定にかかわらず、区長は、利用者が契約事業者に支払うべき利用額について、支援費として当該利用者に支給すべき額の範囲内において、当該利用者から支援費の請求及び受領についての委任を受けた当該契約事業者を支払うことができる。
- 6 区長は、前項の規定により利用者からの委任を受けた契約事業者に支援費を支払うときは、当該契約事業者から次に掲げる書類を提出させるものとする。
- (2) 記録票
 - (2) 請求書兼支払金口座振替依頼書（第 8 号様式）
 - (3) 大学等修学支援費明細書（第 9 号様式）
- 7 前項の規定により、区長が契約事業者に支払をした場合には、代理受領通知を当該契約事業者から利用者に通知させなければならない。
- （事業者の指定）
- 第 11 条 利用者に大学等修学支援を提供することができる事業者（以下「指定事業者」という。）は、当該利用者の受給者証に記載された事業者とする。
- 2 指定事業者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
- (1) 重度訪問介護を実施する法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者であること。
 - (2) 利用者に法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護又は同条第 3 項に規定する重度訪問介護を提供した実績がある等、当該利用者の身体状況及び適切な支援方法について熟知していること。
 - (3) 大学等に当該利用者の身体状況及び適切な支援方法について情報提供を行うとともに、当該大学等における支援体制の構築に協力することが可能であること。
- 3 指定事業者は、大学等修学支援の提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 2 章に定める運営基準と同等の運営体制を確保するものとする。
- （支援者の基準）
- 第 12 条 大学等修学支援を提供する者は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）に規定する重度訪問介護に従事できる者でなければならない。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

利用者が属する世帯の課税状況等	利用者負担上限月額
生活保護世帯等	0 円
区市町村民税非課税世帯	
区市町村民税課税世帯（所得割課税額が 160,000 円未満）	9,300 円
区市町村民税課税世帯（所得割課税額が 160,000 円以上）	37,200 円

備考

この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護世帯等 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯をいう。
- (2) 区市町村民税 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法に基づく特別区民税を含む。）をいう。
- (3) 所得割課税額 地方税法第 292 条第 1 項第 2 号の規定による所得割の額をいう。